

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 6 月 11 日

パナソニック株式会社

2021 年 6 月 11 日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長 津賀 一宏

当社は、2021 年 5 月 31 日付でパナソニック分割準備株式会社との間で吸収分割契約を締結し、2021 年 6 月 9 日付で会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示を行いましたが、同条第 5 号イに定める事象が生じたので、同条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は 2021 年 6 月 9 日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

記

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

以下の事項を追加いたします。

- 「3） 当社は、2021 年 6 月 11 日付で、複数の取引銀行と、期間を 3 年間とする総額 6,000 億円のコミットメントライン契約を締結しました。」

以上